

「お取引約款」の改定に係る新旧対照表

平成 27 年 12 月 18 日

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第 10 条（裁定取引と価格操作取引の禁止）</p> <p>インターネット接続の遅延や価格の誤表示などにより、当社が提示している価格が市場価格を正確に反映していないことがあります。このようなインターネット接続の遅延を利用した裁定取引および当社が行うリスクの減少を目的としたカバー取引に影響を与えると当社が認めたスキャルピング取引は、店頭デリバティブ取引の公正慣習のうえにおいてはあってはならないものであり、当社が提供する取引システム上、このような行為は認められません。当社の取引システム上の過失や誤表示を利用した価格操作、契約締結、取引を行うこと（以下、「価格操作等」と言う）は如何なる形態であれ、禁止とさせていただきます。当社は、価格操作等の疑いのある口座については調査を行ない、そのうえで禁止行為に該当すると当社が判断した口座については資金の出金について、然るべき期間、留保するものとします。当社は、<u>価格操作等の禁止行為に該当すると当社が判断した行為の結果として行われた取引は、全て無効または取消といたします。</u>また、その結果お客様に発生した損失については一切責任を負わないものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 12 月 1 日 制定 平成 23 年 6 月 1 日 改訂 (第 3 版) 平成 23 年 7 月 1 日 改訂 平成 23 年 12 月 1 日 改訂 平成 24 年 5 月 1 日 改訂 平成 27 年 8 月 17 日 改訂 <u>平成 28 年 1 月 22 日 改訂</u></p>	<p>第 10 条（裁定取引と価格操作取引の禁止）</p> <p>インターネット接続の遅延や価格の誤表示により、当社が提示している価格が市場価格を正確に反映していないことがあります。このようなインターネット接続の遅延を利用した裁定取引<u>やスキャルピング取引</u>という概念は、<u>お客様がマーケットメーカーから直接売買を行う店頭取引</u>においてはあってはならないものであり、当社が提供する取引システム上、このような行為は認められません。当社の取引システム上の過失や誤表示を利用した価格操作、契約締結、取引を行うことは如何なる形態であれ、禁止とさせていただきます。__当社は、価格操作の疑いのある口座については調査を行ない、<u>また禁止行為と認められた口座</u>については<u>資金の出金を留保するもの</u>とします。当社は、<u>このような行為の結果として行われた取引は全て無効とさせていただきます。</u>また、その結果お客様に発生した損失については一切責任を負わないものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 12 月 1 日 制定 平成 23 年 6 月 1 日 改訂 (第 3 版) 平成 23 年 7 月 1 日 改訂 平成 23 年 12 月 1 日 改訂 平成 24 年 5 月 1 日 改訂 平成 27 年 8 月 17 日 改訂</p>